

【改定概要】

設計業務等共通仕様書

令和3年8月1日以降公告、指名通知から適用

(1) 設計業務等共通仕様書・・・資料1

契約約款の条項との不整合を修正。

第1130条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第1条第~~5~~4項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(2) 設計業務等共通仕様書（主要技術基準及び参考図書）・・・資料2

国土省におけるコンクリート構造物の設計・施工段階における生産性向上の取組を本県においても実施するため、共通仕様書第1201条で定める技術基準及び参考図書に下記を追加するものである。

■土木構造物設計ガイドライン

生産性向上の推進を図るため、構造物形状の単純化、材料や部材の標準化、プレキャスト化、新技術の活用、計画段階での検討項目について記載されている。

■国土交通省土木工事におけるプレキャスト工法の活用事例集

各地方整備局発注工事の事例がまとめられており、プレキャストを選択した経済性以外の理由が記載されている。

- ・工期短縮（非出水期施工、供用開始、災害復旧）
- ・品質向上（低温時の打設を避ける）
- ・省人化（作業員不足対策）
- ・安全性（高所での長時間作業を避ける）など

整備企画課ホームページ_共通仕様書

<https://www.pref.aomori.lg.jp/kotsu/build/kyoutuu-siyousho.html>

国土交通省ホームページ_コンクリート生産性向上検討協議会

※ページの下部に土木構造物設計ガイドラインと国土交通省土木工事におけるプレキャスト工法の活用事例集が掲載されています

<https://www.mlit.go.jp/tec/i-con-concrete.html>

設計業務等共通仕様書

(令和3年8月1日以降適用)

青森県 県土整備部

第 1129 条 成果物の使用等

1. 受注者は、契約書第 6 条第 5 項の定めに従い、発注者の承諾を得て単独で又は他の者と共同で、成果物を発表することができる。
2. 受注者は、著作権、特許権その他第三者の権利の対象となっている設計方法等の使用に関し、設計図書に明示がなく、その費用負担を契約書第 8 条に基づき発注者に求める場合には、第三者と補償条件の交渉を行う前に発注者の承諾を受けなければならない。

第 1130 条 守秘義務

1. 受注者は、契約書第 1 条第 4 項の規定により、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
2. 受注者は、当該業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を第三者に閲覧させ、複製させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
3. 受注者は、本業務に関して発注者から貸与された情報その他知り得た情報を第 1112 条に示す業務計画書の業務組織計画に記載される者以外には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
4. 受注者は、当該業務に関して発注者から貸与された情報、その他知り得た情報を当該業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
5. 取り扱う情報は、アクセス制限、パスワード管理等により適切に管理するとともに、当該業務のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、発注者の許可なく複製・転送等しないこと。
6. 受注者は、当該業務完了時に、業務の実施に必要な貸与資料（書面、電子媒体）について、発注者への返却若しくは消去又は破棄を確実に行うこと。
7. 受注者は、当該業務の遂行において貸与された発注者の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに発注者に報告するものとする。

第 1131 条 個人情報の取扱い

1. 基本的事項

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 58 号）、行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2. 秘密の保持

受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3. 取得の制限

受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。また、当該利用目的の達成に必要な範囲内で、適正かつ公正な手

主要技術基準及び参考図書

R03.8現在

No.	名称	編集又は発行所名	発行年月
96	現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	機械式鉄筋継手工法技術検討委員会	H29. 3
97	流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン	流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会	H29. 3
98	青森県公共事業景観形成基準	青森県	H 9. 3
99	青森県景観色彩ガイドプラン	青森県	H12. 3
100	防犯に配慮した設計ガイドライン	青森県県土整備部	H16. 3
101	建設工事における自然由来重金属等含有岩石・土壌への対応マニュアル（暫定版）	建設工事における自然由来重金属等含有土砂への対応マニュアル検討委員会	H22. 3
102	建設工事で遭遇する地盤汚染対応マニュアル（改定版）	土木研究所（編集） 地盤汚染対応技術検討委員会	H24. 4
103	建設工事で遭遇する ダイオキシン類汚染土壌対策マニュアル[暫定版]	土木研究所（編集）	H17. 12
104	建設工事で遭遇する廃棄物混じり土対応マニュアル	土木研究所（監修） 土木研究センター（編集）	H21. 10
105	コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6
106	コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン	橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会	H30. 6
107	プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン	道路プレキャストコンクリート工技術委員会ガイドライン検討小委員会	H31. 1
108	UAVを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H29. 3
109	地上レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30. 3
110	UAV搭載型レーザスキャナを用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H30. 3
111	三次元点群データを使用した断面図作成マニュアル（案）	国土地理院	H31. 3
112	航空レーザ測探機を用いた公共測量マニュアル（案）	国土地理院	H31. 3
113	車載写真レーザ測量システムを用いた三次元点群測量マニュアル（案）	国土地理院	R01. 12
114	土木構造物設計ガイドライン	国土交通省	H31. 3
115	国土交通省土木工事におけるプレキャスト工法の活用事例集	国土交通省 (一社)日本建設業連合会	R2. 3
〔2〕 河川・海岸・砂防・ダム関係			
1	張出しタイプ流木捕捉工設計の手引き	砂防地すべり技術センター	R02. 3
2	建設省所管ダム事業環境影響評価技術指針	建設省	S60. 9
3	ダム事業における環境影響評価の考え方	ダム水源地環境整備センター	H12. 12